

山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金要望調査に係る注意事項

1. 全体について

- ・ 当要望調査は、令和7年度の補助を確約するものではありません。
- ・ 令和7年度に当補助事業を行うことが決定したのち、改めて協議を行います。その際に事業計画書を提出してもらい、その内容により採択事業を決定（内示）します。
- ・ 内示前に着手（契約、導入、支払）したものは、補助対象外です。

2. 要望調査票について

- ・ 要望調査票の「記入例」を参照してください。

○提出するもの

- ・ 要望調査票
- ・ 見積書

○提出方法

- ・ 要望調査票と見積書をメールで送付してください。また、メール件名を次のとおりとしてください。

【送付先】 kaigos@y-fukushi.or.jp

【件名】（事業所名）令和7年度テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金
要望調査票の提出

○問い合わせ先

要望調査に関するお問い合わせは、問い合わせフォームから受け付けます。要望調査に関する電話でのお問い合わせは受け付けません。

（問い合わせ期限 令和7年3月21日（金）まで）

【問い合わせ用 URL】 <https://forms.gle/yUhsTCwE7W4fysmt9>

○提出期限

- ・ 令和7年3月24日（月）

3. 補助の要件等について（予定）

- ・ 補助の要件等については、今後国から正式に示される実施要綱等に基づいて設定します。
- ・ 今回の要望調査においては、次の要件等を参考に回答してください。

1 補助要件		
1	補助対象の事業所・施設等	・ 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所 ・ 老人福祉法に基づく<u>養護老人ホーム及び軽費老人ホーム</u>
2 ー 1	補助要件について ①	・ <u>令和6年度の補助要件に加えて、</u>（令和6年度の補助要件は、山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金交付要綱を参照してください。）次の要件を設定予定です。 ※交付要綱等は県ホームページに掲載しています。 https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/technology_model.html ●<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。</u> 【対象サービス】 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 ●<u>令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。</u> 【対象サービス】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能

		型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）						
2 ー 2	補助要件について ②	テクノロジーを活用した業務改善を行うにあたり、介護生産性向上総合相談窓口（山梨県介護福祉総合支援センター内） https://sites.google.com/view/yamanashi-kaigosougoushien/ ）への相談及び当センターが行う生産性向上等に関する 研修の受講 が要件となります。 機器の選定や取組指標の設定等について、介護生産性向上総合相談窓口へ相談して進めてください。 ※相談及び研修受講のタイミングは、各事業所で検討いただきますが、令和7年度中には必ず相談及び研修受講を行ってください。						
3 ー 1	補助対象事業の区分	令和7年度は、次の事業区分を予定しています。 <table><tr><td>（1）</td><td>テクノロジーの導入支援事業 ・介護テクノロジー利用の重点分野の機器 ・その他機器</td></tr><tr><td>（2）</td><td>介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業</td></tr><tr><td>（3）</td><td>導入支援と一体的に行う業務改善支援事業</td></tr></table> ・ 今回の要望調査では、（1）テクノロジーの導入支援事業を①機器導入と②介護ソフト導入で分けて回答してください。	（1）	テクノロジーの導入支援事業 ・介護テクノロジー利用の重点分野の機器 ・その他機器	（2）	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	（3）	導入支援と一体的に行う業務改善支援事業
（1）	テクノロジーの導入支援事業 ・介護テクノロジー利用の重点分野の機器 ・その他機器							
（2）	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業							
（3）	導入支援と一体的に行う業務改善支援事業							
3 ー	補助対象事業区分	・ 今回の要望調査における事業区分は、次のとおりとしてください。全ての事業区分を要望することも可能です。						

2	ごとの要望例	導入するテクノロジー	要望する事業区分 (要望調査票に対応)
		介護ロボット	(1) テクノロジーの導入支援事業
		介護ソフト	(2) テクノロジーの導入支援事業のうち、介護業務支援に該当する「介護ソフト」
		次の①と②を同時に導入(※) ①介護テクノロジーのうち「介護業務支援」(「介護ソフト」は介護業務支援に該当。)に該当するもの ②①と連動することで効果が高まる機器やソフト ※①と②を同時に導入するに伴い、 <u>通信環境整備</u> を行う場合は、その費用も対象となります。	(3) パッケージ型導入支援事業
		コンサルティング会社等による業務改善支援を受ける	(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業
		(※) パッケージ型導入支援事業による導入例 ・「介護業務支援」に該当するもの＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数機器 ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト	
4	補助対象機器について① (「介護テクノロジー利用の	【介護ロボット】 ・原則、「福祉用具情報システム(TAIS)」に掲載される、「介護テクノロジー利用の重点分野」の機器を補助対象とする予定です。 ・導入予定の機器について、TAISへの掲載の有無をシステムから確認し、要望調査票に掲載の有無を記載してください。	

	重点分野」に該当する機器)	https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php ※要望調査票の記入時点ではT A I Sへ掲載されていない場合でも、今後掲載される可能性がありますので、要望調査票にT A I S掲載「無」と入力して、要望してください。(補助対象外となる可能性もあります。) 「介護テクノロジー利用の重点分野」は、別紙を確認してください。 【介護ソフト】 - 介護ソフトは、「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーです。 <u>全事業所共通で次の要件を満たしているソフトを導入してください。</u> ○記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能であるもの。 ○L I F EのC S V取込機能へ対応しているもの <u>ケアプランデータ連携システムの対象事業所は、上記に加え、ケアプランデータ連携システムの標準仕様に対応している介護ソフトのみが対象です。</u> ※ケアプランデータ連携システムの標準仕様の対応状況の確認は、次を参照してください。 https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html
5	補助対象機器について② (「介護テクノロジー利用の重点分野」以外の機器)	「介護テクノロジー利用の重点分野」以外に、身体的負担軽減や間接業務の削減等、職場環境の改善に有効である機器であると認められる機器は、対象となります。 ※個別に判断しますので、補助対象外となる場合もあります。 - 今回の要望調査では、「<u>テクノロジーの導入支援事業</u>」又は「<u>パッケージ型導入支援事業</u>」(※)で要望してください。 (※) パッケージ型導入支援事業の場合は、「介護業務支援」(介護ソフト)と連動するものに限る。 - 機器種別は、「<u>その他</u>」としてください。 (その他機器の例)

		・ 床走行式リフト ・ スライディングボード ・ 職員間のコミュニケーションを図る機器（インカム等） ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・ バイタル測定が可能なウェアラブル機器				
6	介護ソフトについて	・ 介護ソフトは、「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち「介護業務支援」に該当するテクノロジーです。				
7	機器導入に付帯して必要となる経費について	・ 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器の導入に付帯して必要となる経費は、補助対象となります。 ※「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器の導入に付帯して必要となる経費の例 ・ 送料、設置費 ・ <u>通信環境整備の費用</u> ・ <u>PC、タブレット端末等の情報通信機器</u> ※ただし、<u>通信費は補助対象外</u>。 ・ 今回の補助金で介護テクノロジーを導入するのに伴って発生する付帯経費のみが対象です。<u>既に導入済みのテクノロジー機器（見守り機器等）を活用するために必要な通信環境整備や、PC、タブレット端末等の情報通信機器の導入は、認められません。</u> ・ 要望調査票は、次のとおり記載してください。 <table><tr><th>付帯経費</th><th>要望調査票への記載方法</th></tr><tr><td>送料、設置費、 通信環境整備</td><td>「付帯経費」欄に、付帯経費の合計額を記載。</td></tr></table>	付帯経費	要望調査票への記載方法	送料、設置費、 通信環境整備	「付帯経費」欄に、付帯経費の合計額を記載。
付帯経費	要望調査票への記載方法					
送料、設置費、 通信環境整備	「付帯経費」欄に、付帯経費の合計額を記載。					

			ＰＣ、タブレット端末等の情報通信機器	・「付帯経費のうち情報端末」欄に、端末の単価と要望台数を記載。 ・ＰＣとスマートフォンを導入する等、複数種別を導入する場合は、行を分けて記載。	
--	--	--	---------------------------	--	--

8

通信環境整備、P C、タブレット端末等の情報通信機器について

・ 「7. 機器導入に付帯して必要となる経費について」に記載のとおり、通信環境整備、P C、タブレット端末等の情報通信機器は、「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器の導入に付帯して必要となる経費となります。

・ 要望する場合は、次のとおりとしてください。

区分	要望調査票への記載方法
「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、「 <u>介護業務支援</u> 」 <u>以外の機器に付帯して必要となる経費</u>	(1)テクノロジーの導入支援事業の付帯経費に記載。 (例) 見守りシステム（介護ロボット）＋通信環境整備＋情報端末
「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、「 <u>介護業務支援</u> 」の機器に付帯して必要となる経費 かつ 「介護業務支援」が介護ソフトであり、導入するテクノロジーが介護ソフトのみである場合	(2)テクノロジーの導入支援事業のうち、介護業務支援に該当する「介護ソフト」の付帯経費に記載。 (例) 介護ソフト＋通信環境整備＋情報端末
「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、「 <u>介護業務支援</u> 」の機器に付帯して必要となる経費 かつ 「 <u>介護業務支援</u> 」機器と、その機器と連動するテクノロジーを導入する場合	(3)パッケージ型導入支援事業の付帯経費に記載。 (例) 介護ソフト＋見守りシステム（介護ソフトと連動するもの）＋通信環境整備＋情報端末

9	インカムについて	「5. 補助対象機器について②（「介護テクノロジー利用の重点分野」以外の機器）」に記載のとおり、インカムは、介護テクノロジーの「その他」に該当します。 - 要望する場合は、要望調査票の （1）テクノロジーの導入支援事業 において、機器種別「その他」で要望してください。														
10	消費税について	要望額は、全て税抜きとしてください。														
2補助額																
11	補助上限額について	<table><tr><td>区分</td><td>補助上限額</td></tr><tr><td>テクノロジーの導入支援事業で導入する「移乗支援」、「入浴支援」、「その他」機器</td><td>100万円／台</td></tr><tr><td>上記以外のテクノロジー機器</td><td>30万円</td></tr><tr><td>介護ソフト 【職員数に応じてライセンス料が変動する場合】</td><td>職員数 1～10人 ・・・100万円 11～20人 ・・・150万円 21～30人 ・・・200万円 31人～ ・・・250万円</td></tr><tr><td>介護ソフト 【職員数に応じてライセンス料が変動しない場合】</td><td>一律 250万円</td></tr><tr><td>パッケージ型導入支援事業</td><td>1,000万円</td></tr><tr><td>導入支援と一体的に行う業務改善支援事業</td><td>45万円</td></tr></table>	区分	補助上限額	テクノロジーの導入支援事業で導入する「移乗支援」、「入浴支援」、「その他」機器	100万円／台	上記以外のテクノロジー機器	30万円	介護ソフト 【職員数に応じて ライセンス料 が変動する場合】	職員数 1～10人 ・・・100万円 11～20人 ・・・150万円 21～30人 ・・・200万円 31人～ ・・・250万円	介護ソフト 【職員数に応じて ライセンス料 が変動しない場合】	一律 250万円	パッケージ型導入支援事業	1,000万円	導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	45万円
区分	補助上限額															
テクノロジーの導入支援事業で導入する「移乗支援」、「入浴支援」、「その他」機器	100万円／台															
上記以外のテクノロジー機器	30万円															
介護ソフト 【職員数に応じて ライセンス料 が変動する場合】	職員数 1～10人 ・・・100万円 11～20人 ・・・150万円 21～30人 ・・・200万円 31人～ ・・・250万円															
介護ソフト 【職員数に応じて ライセンス料 が変動しない場合】	一律 250万円															
パッケージ型導入支援事業	1,000万円															
導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	45万円															
12	「機器導入に付帯して必要となる経費」の補	- 主となる介護テクノロジー機器と付帯費用を合計して、「11. 補助上限額について」記載の補助上限額以内での補助です。 - このうち、<u>PC、タブレット端末等の情報端末は、1台あたり10万円が上限です。</u>														

	助額につ いて	
--	------------	--